

重度訪問介護事業所向け

新潟市重度障がい者等就労支援特別事業に係る事業所登録について

新潟市重度障がい者等就労支援特別事業を行う事業所は、当該事業を行う事業所として、新潟市へ登録申請が必要となります。

1 新規登録の場合

事業開始予定日の14日前までに、●の付いている書類を提出してください。

審査終了後「新潟市重度障がい者等就労支援特別事業実施事業所登録通知書」を交付します。

提出書類	事業所の所在地	
	市内	市外
新潟市重度障がい者等就労支援特別事業実施事業所登録申請書（別記様式第1号）	●	●
付表1（付表1-2）	●	●
運営規程 ※重度訪問介護（障害福祉サービス）とは別の運営規程を新たに作成してください。	●	●
重度訪問介護の指定通知の写し	●	●
付表1下段に記載のある「添付書類」の写し ※重度訪問介護事業所（障害福祉サービス）の指定に当たり提出した書類の写し（最新のもの）を提出してください。		●

2 登録内容に変更があった場合

変更後10日以内に「変更届出書（別記様式第3号）」と変更の内容がわかる書類を提出してください。

3 廃止又は休止する場合

変更後10日以内に「廃止・休止・再開届出書（別記様式第4号）」を提出してください。

4 提出・問合せ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係

電話番号 025-226-1249

※提出の際は、郵送、又は窓口提出でお願いいたします（電子メールでの提出は不可）。